

香南市建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（令和元年香南市告示第55号）の一部を改正する告示

新	旧
<p>(金入り設計書の開示等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 入札参加者は、金入り設計書の開示を受けようとするときは、開札日の翌日の午後4時までに、金入り設計書閲覧申請書（様式第1号）を電子メールに添付し、送信する方法又は直接持参する方法により契約管財課に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(疑義の申立期間)</p> <p>第6条 入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の翌日から起算して<u>3日後の午後1時まで</u>に、市長に疑義申立てを行うことができる。ただし、前条第2項に規定する提出期限までに入札参加者から金入り設計書閲覧申請書の提出がない場合は、同時刻をもって疑義申立ての期間を終了するものとする。</p>	<p>(金入り設計書の開示等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 入札参加者は、金入り設計書の開示を受けようとするときは、開札日の翌日<u>から起算して2日後</u>の午後4時までに、金入り設計書閲覧申請書（様式第1号）を電子メールに添付し、送信する方法又は直接持参する方法により契約管財課に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(疑義の申立期間)</p> <p>第6条 入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の翌日から起算して<u>4日後の午後4時まで</u>に、市長に疑義申立てを行うことができる。ただし、前条第2項に規定する提出期限までに入札参加者から金入り設計書閲覧申請書の提出がない場合は、同時刻をもって疑義申立ての期間を終了するものとする。</p>